

鳥取県運輸事業振興助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県運輸事業振興助成補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の貨物運送事業者及びバス事業者の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運転の確保等を促進し、公共の利便の増進に寄与することを目的として交付する。

(補助金の交付等)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1及び別表2の各第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う一般社団法人鳥取県トラック協会及び一般社団法人鳥取県バス協会（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1及び別表2の各第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額の範囲内において、知事が別に定める額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めることとし、工事請負費及び委託費は県内事業者が施行を行ったものに限るものとする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(流用の禁止)

第4条 別表1の第1欄の第1号から第5号までに掲げる事業と第6号に掲げる事業の間においては、補助対象経費の流用をしてはならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の事業計画及び資金計画に関する書類

(2) 基金運用規定、その他補助事業を遂行するため補助事業者が定めた規程

4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とす

る。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 別表1の第1欄の第1号から第5号までに掲げる事業及び別表2の第1欄の第1号から第3号までに掲げる事業の間における補助対象経費の額の20パーセントを超える増減
- (2) 本補助金の増額を伴う変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(処分を制限する財産等)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、車両等の買換え、物流施設の整備等に要する費用にかかる融資を円滑にするための基金の造成事業(以下「近代化基金造成事業」という。)により平成20年度までに造成した基金を除く。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 補助事業者は、規則第25条第2項の承認を受けようとするときは、様式第5号による申請書を知事に提出しなければならない。

4 規則第25条第2項の承認を受けて財産の処分をしたことにより補助事業者に収入があるときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

5 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(基金の処分及び目的の変更の承認)

第10条 補助事業者は、近代化基金造成事業により平成20年度までに造成した基金を処分しようとするとき又はその設置の目的を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による知事の承認の申請は、様式第6号による申請書を提出して行わなければならない。
- 3 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、一般社団法人鳥取県トラック協会については商工労働部長が、一般社団法人鳥取県バス協会については地域振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 17 日から施行し、平成 22 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 25 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 19 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 22 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 12 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 22 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。

附 則

第 1 条 この要綱は、平成 29 年 3 月 23 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

第 1 条 この要綱は、平成 30 年 3 月 27 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則

第 1 条 この要綱は、平成 31 年 3 月 12 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年8月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年2月26日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和4年3月11日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和5年1月11日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和5年3月13日から施行し、令和5年度事業から適用する。

(平成28年度の補助事業に関する経過措置)

第2条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表2の第3欄中「みんなが乗りたくなるバス実践活動推進モデル事業」の事業を行うバスの魅力づくりに関わる新たな取組みを行う団体等に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費の額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額の範囲内の間接補助金を交付する一般社団法人鳥取県バス協会に対し、本条から附則第7条までに定めるところにより、予算の範囲内で本補助金を交付する。

第3条 一般社団法人鳥取県バス協会は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条(第4項を除く。)、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	補助事業者が定める
	様式第5号による	
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

第4条 一般社団法人鳥取県バス協会は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

（1）第7条第1項に規定する変更該当しない変更

（2）間接補助事業の中止及び廃止

第5条 一般社団法人鳥取県バス協会は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

第6条 一般社団法人鳥取県バス協会は、間接補助事業の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅延なく間接補助事業者に支払わなければならない。

第7条 附則第2条から前条までの規定は、平成28年度の補助事業に限る。

【別表1】（一般社団法人鳥取県トラック協会関係）

1 補助事業	2 細事業	3 対象経費
<p>(1) 貨物の輸送の安全の確保に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者適性診断受診促進事業 ・運輸安全マネジメント講習受講助成事業 ・運転記録証明取得助成事業 ・デジタルタコグラフ導入促進助成事業 ・後方視野確認装置導入促進助成事業 ・ドライブレコーダー導入促進助成事業 ・テールゲートリフター装着助成事業 ・可動式突入防止装置導入促進助成事業 ・トラック用タイヤチェーン導入促進助成事業 ・交通安全対策事業 ・事故防止対策事業 ・安全パトロール事業 ・運行管理者資格促進事業 ・安全性優良事業所Gマーク普及事業 ・初任運転者教育促進事業 ・トラックドライバー安全確保対策事業 ・その他事務管理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者適性診断受診に係る助成に要する経費 ・運輸安全マネジメント講習の受講助成に要する経費 ・運転記録証明取得に係る助成に要する経費 ・デジタルタコグラフ導入促進の助成に要する経費 ・後方視野確認装置導入促進の助成に要する経費 ・ドライブレコーダー導入促進の助成に要する経費 ・テールゲートリフター装着促進の助成に要する経費 ・可動式突入防止装置導入促進の助成に要する経費 ・トラック用タイヤチェーン導入促進の助成に要する経費 ・ドライバーコンテストの開催、全国大会参加に要する経費 ・事故防止セミナー及び交通弱者の事故防止対策の実施に要する経費、安全運転研修の参加に要する経費、脳検診の受講助成に要する経費、大型トラック脱輪事故防止対策に要する経費、並びに事故防止の啓発資料、グッズ等の作成又は購入に要する経費 ・安全運行パトロールの実施に要する経費 ・運行管理者資格の取得促進に要する経費 ・安全性優良事業者Gマーク普及に要する経費 ・初任運転者教育安全運転研修の受講助成に要する経費 ・「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人全日本トラック協会）」順守の促進に要する経費 ・2細事業に掲げる事業の実施に係る使用料、手数料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等事務管理に要する経費
<p>(2) サービスの改善及び向上に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免許取得支援助成事業 ・点呼支援機器導入促進助成事業 ・中小企業振興対策事業 ・情報化対策事業 ・「とらっく鳥取」発行事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転免許（大型、中型、準中型、牽引）取得支援の助成に要する経費 ・点呼支援機器導入促進の助成に要する経費 ・実務担当会議及び運送原価計算システム講習会の参加又は開催に要する経費、信用保証料及び経営診断に係る助成に要する経費、並びに働き方改革セミナーの開催に要する経費 ・鳥取本部のパソコンの借上げ、並びにホームページの作成及び委託に要する経費 ・印刷費、発送費等発行に要する経費

	<ul style="list-style-type: none"> ・「トラックの日」事業 ・引越管理者講習会事業 ・物流振興推進事業 ・人材確保支援事業 ・次世代リーダー育成推進事業 ・物流調査研修費 ・中小企業大学校受講料助成事業 ・輸送相談担当者会議参加事業 ・持続可能な経営支援事業 ・その他事務管理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・絵画コンクール、交通安全教室等の実施運営に要する経費 ・引越管理者講習会開催に要する経費 ・運送業界の地位向上に係る広報に要する経費 ・物流施設体験支援に要する経費、インターンシップ導入促進に要する経費、及び人材確保に係る広報に要する経費 ・全国物流青年部研修会、中国ブロック青年部研修会、青年経営者事業部会研修会への参加又は開催に要する経費 ・県外を中心とした先進事例の調査研修に要する経費 ・中小企業大学校の講座の受講助成に要する経費 ・輸送相談担当者会議参加に要する経費 ・燃油・物価高騰対策に資する消耗品購入に関する助成に要する経費 ・2細事業に掲げる事業の実施に係る使用料、手数料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等事務管理に要する経費
<p>(3) 地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対応車導入促進助成事業 ・蓄冷式クーラー購入助成事業 ・環境保全対策事業 ・エコタイヤ助成事業 ・グリーン経営認証普及事業 ・トラックの森造成事業 ・その他事務管理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対応車導入促進の助成に要する経費 ・蓄冷式クーラー購入の助成に要する経費 ・環境保全対策として実施する講習会等に要する経費 ・エコタイヤ導入促進の助成に要する経費 ・グリーン経営認証の取得又は更新に係る助成に要する経費 ・トラックの森造成に要する経費 ・2細事業に掲げる事業の実施に係る使用料、手数料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等事務管理に要する経費
<p>(4) 運輸事業の適正化に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送秩序確立対策推進事業 ・労働問題関係会議・研修会等参加事業 ・適正化指導事業 ・車両関係事業 ・事務所管理事業 ・指導員連絡会議参加事業 ・適正化評議委員会開催事業 ・苦情相談、苦情処理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送秩序確立を目的とした会議、セミナー等の開催及び各種委員会等への参加に要する経費 ・労働問題会議、セミナーの開催、労働問題担当者会議への参加等に要する経費 ・適正化指導員の人件費、適正化指導に関する会議、研修会の開催、並びに指導員を対象にした研修会及び会議への参加に要する経費 ・車両関係のリース、使用、維持等に要する経費 ・事務所の借上げ、パソコンやコピー機等事務用機器の使用及び管理、電話料金、消耗品費等の倉吉・米子の事務所の維持管理に要する経費 ・指導員連絡会議への参加に要する経費 ・適正化評議委員会の開催に要する経費 ・苦情相談及び苦情処理に係る会議の開催又は対応に要する経費

	<ul style="list-style-type: none"> ・適正化事業委員会開催事業 ・その他事務管理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正化事業委員会の開催に要する経費 ・2細事業に掲げる事業の実施に係る使用料、手数料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等事務管理に要する経費
(5) 震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練参加事業 ・緊急物資輸送対策事業 ・防災対策研修会・会議開催参加事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練等への参加に要する経費 ・衛星・携帯電話の通信費等緊急物資の輸送等に要する経費及び緊急物資輸送に係る体制の整備に要する経費 ・防災対策研修会及び会議の参加又は開催に要する経費
(6) 出えん事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人全日本トラック協会が行う全国的な共同事業への出えん事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人全日本トラック協会への出えんに要する経費

【別表2】（一般社団法人鳥取県バス協会関係）

1 補助事業	2 細事業	3 対象経費
(1)安全運行の確保等の交通安全対策、事故防止対策に関する事業及び震災等災害発生時における緊急物資輸送体制事業	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者適性診断受診助成事業 ・運転記録証明取得事業 ・貸切バス事業者安全性評価認定取得促進事業 ・睡眠時無呼吸症候群測定機器導入事業 ・交通安全教育事業 ・交通安全ポスター作成事業 ・車内放送用マイクロフォン導入事業 ・ドライブレコーダー機器導入事業 ・デジタルタコグラフ機器導入事業 ・非常用救急セット導入事業 ・交通安全研修会受講助成事業 ・大型二種運転免許取得助成事業 ・運行管理者資格者証取得支援事業 ・指定感染症及び新感染症予防対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者適性診断受診の助成に要する経費 ・運転記録証明取得に要する経費 ・貸切バス事業者安全性評価認定取得促進の助成に要する経費 ・睡眠時無呼吸症候群測定機器の導入に要する経費 ・交通安全教育教材の取得に要する経費 ・交通安全啓発ポスターの作成に要する経費 ・車内放送用マイクロフォン導入促進の助成に要する経費 ・ドライブレコーダー導入促進の助成に要する経費 ・デジタルタコグラフ導入促進の助成に要する経費 ・非常用救急セット導入に要する経費 ・交通安全研修会受講の助成に要する経費 ・大型二種運転免許取得支援の助成に要する経費 ・運行管理者資格者証取得支援の助成に要する経費 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における指定感染症として政令で指定されたもの及び新感染症と認められたものの感染予防対策に要する経費
(2)バスターミナル、バス停留所の整備運営に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停留所標識整備事業 ・バス停留所、待合所維持補修事業 ・路線図書き換え事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停留所標識整備に要する経費 ・バス停留所、待合所の維持補修に要する経費 ・路線図書き換えに要する経費
(3)バスの乗り継ぎ機能の強化等公共交通利用の促進、その他公共利便の増進に資するための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線図作成事業 ・共通バスパス作成事業 ・高齢者バス乗降補助ステップ導入事業 ・公共交通利用促進キャンペーン事業 ・バス利用者サービス用雨具購入事業 ・バス協会ホームページ管理事業 ・ドライバー確保対策事業 ・交付金事業推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線図作成に要する経費 ・共通バスパス作成に要する経費 ・高齢者用バス乗降補助ステップ導入促進の助成に要する経費 ・公共交通利用促進キャンペーンの開催及びチラシ、グッズ作成等、公共交通利用促進の取り組みに要する経費 ・バス車内備付用雨具の購入助成に要する経費 ・バス協会ホームページの管理に要する経費 ・ドライバー運転体験付き就職相談会の開催に要する経費 ・本事業の実施に係る使用料、手数料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等事業推進に要する経費

様式第1号（第5条、第8条関係）

年度運輸事業振興事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

（注）必要に応じて、事業計画明細、説明資料を添付すること。

様式第2号（第5条、第8条関係）

年度運輸事業振興事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

科目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備考
合計				

注) 内訳を具体的に記載すること

2 支出

（単位：円）

科目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備考
合計				

注) 必要に応じて支払明細書を添付すること

年 月 日

一般社団法人鳥取県………協会
会長 様

職 氏 名 印

年度鳥取県運輸事業振興助成補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県運輸事業振興助成補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、………とする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の実績額を控除した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び鳥取県運輸事業振興助成補助金交付要綱（平成16年12月28日付経政第491号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。

年 月 日

職 氏 名 様

所在地
団体名
代表者名

年度運輸事業振興事業仕入控除税額確定報告書

鳥取県運輸事業振興助成補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額 | | |
| (1) 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (2) 補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3 - 2 > 0の場合） | | |
| | $\frac{1の(1)}{1の(2)}$ | |
| (3 - 2) × | 金 | 円 |

(注) 積算の内訳を添付すること。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

所在地
団体名
代表者名

取得財産処分承認申請書

年度鳥取県運輸事業振興助成補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、下記のとおり処分したいので、承認をお願いします。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処 分 の 方 法
- 4 処 分 の 理 由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

所在地
団体名
代表者名

基金処分等承認申請書

鳥取県運輸事業振興助成補助金により造成している基金について、下記のとおり処分（目的変更）をしたいので、承認をお願いします。

記

- 1 基 金 名
- 2 処分前の基金額(変更前の目的)
- 3 処分を要する額(変更後の目的)
- 4 処 分（変 更）の 理 由
- 5 処 分（変 更）の 期 日

（注）必要に応じて説明書類、金額の積算概要等を添付すること。